

第44回甲賀市水道事業審議会 概要報告

1. 開催日時 令和4年2月2日（水） 午後2時00分から午後3時40分まで
2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301
3. 議題 令和4年度甲賀市水道事業会計予算（案）について
4. 報告事項 鉛管率について
水道管材料の出荷制限について
和歌山市水管橋崩落に係る応援給水活動について
12月定例会（一般質問）について
4. その他
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席者
委員 松井委員、永野委員、西谷委員、浅沼委員、中尾委員、大治委員、
奥出委員、池本委員、米山委員 以上9名
事務局 上下水道部 伊藤部長、黒田次長
上水道課 中村課長、神山課長補佐
上下水道総務課 三日月課長、伴課長補佐、大谷係長、望月係長
7. 傍聴者数 0人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要

○出席委員数の報告

出席委員は、10名中9名で、委員の3分の2以上の出席であることから、甲賀市水道事業審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告

○会議内容の公開又は非公開について

会長 本日の、会議内容の公開、非公開についてであります。当審議会は市の附属機関にあたりますので、公開が原則であります。

本日の資料には個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれてございませんので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名ではなく、委員として公開させていただきます。

（全員異議なし）

○議題

事務局 ——— 令和4年度甲賀市水道事業会計予算（案）について 資料1、2
（質疑）

委員 決算と予算の円グラフの色を項目毎に揃えた方が見易いのではないか。

事務局 今後注意いたします。

委員 施設更新計画（実施計画）に繰越は反映されていないように思うが、次回に反映するのか。

事務局 まだ確定しておりませんので反映しておりません。確定後記載します。

委員 決算見込で水道施設事業費の予算現額が12億円ある中で、執行が約4億5,500万円だと、残りは繰越なり執行残になると思うが、繰越はどのくらい見込んでいるのか。

事務局 委託、工事を含めて約6億3,000万円の予定です。

委員 資料1、P2の収益的収支の予算現額収益欄3,033,629千円と資料2、P1令和3年度収益欄3,033,477千円と約200千円異なるがなぜか。

事務局 資料2は令和3年度の当初予算額、資料1は年度途中で補正をした後の現在の予算額です。

委員 第2次水道ビジョンとして令和元年から10年度まで計画を立てているが、これは甲賀市全域が入っているのか。また何年で全てを更新するものなのか。

事務局 アセット計画は40年、実施計画は10年で、今第2期の実施計画として進めています。この10年で全市が全て網羅できているわけではなく、次の第3期を含めて継続して事業を実施していきます。

委員 水道ビジョンは最終的に何期までなのか。

会長 水道施設はワンサイクル40年、かといって40年間の経営計画を立てても机上の空論になってしまいますので、一旦10年間でビジョンを立てて、5年毎に見直しをしていくこととなります。

委員 令和4年度当初予算の概要で、「施設の安全性向上のため点検業務の充実を図りながら」とあるが、これは従来と同レベルの安全点検か。または、最新の機器を用いて遂行しようとし、それなりの予算措置はできているのか。

事務局 昨年の和歌山の水管橋崩落事故を受け、当市でも水管橋や橋梁添架されている水道管の点検業務を行う予定をしています。

委員 従来の維持管理のために使っていた費用以外に、この和歌山の事故を教訓として計上した費用はどのくらいか。

事務局 施設点検として、約230万円の予算を計上しています。

委員 概要にあげるといえることは、従来に増して点検を強化し、教訓を生かそうということだと思うが、甲賀市の場合は従来からそれなりの点検も緻密にやっていたということの理解でよいか。

事務局 日々の日常点検は行っていますが、今回の教訓を受け、プラスアルファで水管橋の点検を強化したところです。
全部で7件を予定しております。

会長 今後、IoTを使った点検やDXについても導入されていくのか、水道事業ではどう生かしていくのかということも、おそらく市民の方も関心あると思いますので、そういうことについても応えられるようにしておいていただけたらありがたいと思います。

委員 令和元年度から令和2年度の有収率は2.2%程向上していたかと思うが、令和3年度の見込みではちょっと下がっていたかと思う。その分析について教えてほしい。

事務局 信楽町で地表に現れない規模の大きな漏水が発生したことが要因で、有収率は若干低下するとみています。

委員 長期にわたるアセットマネジメント、現地調査、ここの強化というのがまさしく急務。甲賀市の有収率は低い。是非ともあらゆる手法を駆使していただき、改善が早くできるようにお願いしたい。

事務局 (質疑) ——報告事項 ①鉛管率について 資料3
②水道管材料の出荷制限について 資料4

委員 検満メーターとは何か。

事務局 皆様のご家庭に設置しているメーターは、法令に基づき検定から8年を経過するまでに交換しなければなりません。この検定の満期を迎えるメーターを検満メーターと呼んでいます。

委員 鉛管が存在する場所はどこか。

事務局 主に水口地域です。

委員 検定満期が8年だとして8年以内に終わる話であって、今何年目なのかということ、あとは何年ぐらいで鉛管の撤去は終わるのか。

事務局 第2次ビジョンにその目標値を掲げており、2028年には全部解消できるように進めていきたいと思えます。

委員 資料4 規格を満たしていないような製品の納入があった場合には、まず普通の私企業では損害賠償が問題になってくる。布設替済の場合はやり直すわけにはいかず、水道協会が後付けで安全を確認するという事になったかと思うが、このことについて甲賀市としてはどのようなスタンスを持っているのか。

事務局 日常の水質検査では基準値以下になっており、また日本水道協会からも各事業者向けに安全性・衛生性があるとの担保を通知されております。

委員 これは一般の新聞にも掲載され、市民からするとおそらく不安に思われることもあり、水道を供給する市役所として安心していただくための説明がそれなりに必要だと思うが、それについて広報などは行ったか。

事務局 まだ市民のみなさん向けに報告はできておりません。今ご意見いただいた中でホームページ等を通じて検討したいと思います。

事務局 (質疑) ——報告事項 和歌山市水管橋崩落に係る応援給水活動 資料5
広野台濁水 資料6
12月定例会 (一般質問)

委員 水管橋の教訓で橋の本体に止めている。ほとんど橋と一体になっている。水管橋が地中に埋まっている両サイドの耐震化というのは何かしているのか。

事務局 口径φ150以上の鋳鉄管、橋梁添架の場合ですが、河川の右岸側左岸側には伸縮可とう管という、地震の挙動があっても動くようになっております。これは橋梁自体の橋台が地震耐力を有しておりますので、そこに添架す

る水道管についても、その挙動に対して橋がカチッと固まっているもので、それ以外が揺れても破断しないような構造の管路資材を埋設しています。

委員 全水管橋か。

事務局 概ね口径がφ150以上の配管については、設置させていただいております。しかし、橋梁添架は個人の給水管のように小口径もあり、φ100以下の配管では無い方が多く、コンクリートでの防護といった措置をしています。

委員 対象がφ150以上で、対象数、対応済数、今後対応が必要数など把握しておいた方がよいのではないか。

事務局 甲賀市内の水管橋及び橋梁添架は約260か所あります。口径はφ50以上のもので、日常点検や来年度の橋梁点検で順次点検を行う予定をしています。

委員 広野台の濁水で給水車を2台派遣された。情報伝達が大事というのは、まさしくその通り。小学校や自治会、草の根ハウスに水を取りに来てくださいと言っても、取りに来られない方がおられ、高齢の一人暮らしの方、中には自治会を脱会している方もいる。そこで民生児童委員さんという役割があるのだと思うが、まさしく情報伝達が命だと思う。

和歌山への応援活動の中で、取りに来られない人への対応というのは、何かアクションはしていたのか。

事務局 和歌山に職員を派遣いたしました。担当業務の関係上、そのような対応の把握はできておりません。

なお、広野台の例でいきますと、地域へ説明に行かせていただいた中で、なかなか情報が行き届いていないとのご意見をいただきました。その解消に向けて、区の皆様からは、チラシ等の配布や、給水所の手伝い、給水所に来られない方への対応などにご協力いただけるお話をいただいたところです。そのためには、やはり確かな情報をきちんと伝えることが一番大事であるということをお教訓とし、今後に活かしていきたいと考えております。

委員 今後の対策の中に常時監視を更に徹底するとあるが、常時監視というのは24時間監視するのか。

事務局 テレメーター設備を、市役所と管理業務委託業者の事務所に備え付けて、定期的な監視をしております。

委員 濁水の対応について、チラシを撒くということも含めて、マニュアルに落とし込まれましたでしょうか。

事務局 こうした事故が起こったときのマニュアルについては、危機管理のガイドライン、緊急給水の体制マニュアルをかねてより持っています。

ただ、このマニュアルは大規模な事故を想定したもので、今回の事例は一つの配水池から二つの区にのみ水を送っているという地域の限定でした。今回の事例を参考に、新たに市と区の連携対応マニュアルが必要であると思っております。それに向けて先般1月28日に、今回と同じような規模の事例を想定した訓練をしたところです。それに対していろんな課題が出てきておりますので、マニュアルを作る参考にしながら、いざというときに対応できるようにしていきたいと考えております。

委員 広野台については、午前11時47分に水位警報を受信し、それから4時間経って給水開始だと思うが、4時間というものに対する評価は、どのようにとらえているのか。

事務局 午後12時30分に広野台の西区の方から濁りの通報がありました。職員が現地で水質の確認を行いました。東区まで被害が拡大したので、広報で周知したうえで4時に給水活動を開始しました。

会長 濁水が12時半ごろに出て3時間半後に給水開始、それまでに一旦止めるということでは僕から見たら結構早いほうかなと思います。

原因ですが、配水池水位計の故障とあるが、耐用年数範囲内か、製品不良か何なのか。

送水ポンプが故障したのであれば、それはメーカーの責任なのか、或はこちらのメンテの責任なのか、何が原因でというときに単に故障によりというのでは少し足りないのかなと思うが。

事務局 耐用年数は超えていません。事故が発生した一週間程前に点検は済んでおり、突発的な事案であったと考えております。

委員 メーカーは何と言っているのか。多分、メーカーに定期点検を委託していると思うが。

事務局 水位計については、メーカーではなく管理業者に日常の点検を委託しています。

委員 点検をしたのにこういうことが起きてしまい、多くの方に水が届けられないといった場合に、これが再び起こる可能性がどのくらいあるのか。広野台だけで終わる話なのか、他のところでも水位計を使っているところはいくつもあるだろうから、それについて対策をしているのか。

事務局 他の地域の配水池も遠隔監視装置になっており、広野台と同様に水位の変動も含めて確認をしています。

委員 濁り水がなくなるまでのタンクにある水は捨てるのか。それともしばらくして沈殿するのを待つのか。

事務局 捨水をしながらきれいな水を足していくことで、色度・濁度が基準値におさまるように、水の入れ替え作業をいたしました。

委員 無駄になった水はないのか。併せて広野台のこの4時間の水が濁ったときの水道料金はどのように反映されるのか。

事務局 原則、捨水については減免若しくは還付はいたしません。この根拠は、水道事業給水条例のなかに「給水を制限し、または停止により損害が生ずることがあっても管理者はその責めを負わない」と規定がありますので、丁寧に市民の方に説明をさせていただいて、ご理解をいただくこととなります。

会長 今日には決算と予算を見ていただいて、基本的には健全に運営はできているけれども、トラブルが出てなんとか踏ん張ってやっているという現状かと思えます。

その中で起こったトラブルについては、マニュアル作成や市民への広報などの対応をしていただくということをお願いします。